

(1) 概要

本町の公共下水道事業は、住民の公衆衛生の向上と仙台市の「水がめ」である釜房ダムの水質保全を目的として、昭和50年3月に事業認可を得て川崎処理区の事業に着手し、昭和60年7月から供用を開始いたしました。また、平成6年には新たに青根処理区の事業認可を得て、平成12年4月より供用を開始し、令和6年度末の下水道普及率は66.4%、整備面積は428.52haに至っております。

一方、公共下水道の区域外については、生活排水処理基本計画に基づき、平成元年度より合併処理浄化槽設置整備事業を実施しており、令和6年度末の普及率は22.4%となっております。

(2) 生活排水処理普及率の推移

生活排水処理人口普及率：R6 88.8%

R17 95.0%

R27 98.9%

(3) アクションプラン達成のための各事業の取組

1) 下水道事業（単独）

全体計画区域中、事業認可を得ている区域については概ね面整備が完了しています。

一方で、将来的にみても土地利用の転換が見込めない区域や長年開発が進んでいない団地計画については、積極的に全体計画から除外するなど、経営面に配慮した事業計画を取りまとめました。加えて、供用開始から40年が経過し、これまで整備してきた下水道施設が耐用年数を超える状況となっているため、今後もストックマネジメント計画に基づく計画的な長寿命化対策を進めてまいります。

下水道処理人口普及率：R6 66.4%

R17 65.9%

R27 65.9%

2) 合併処理浄化槽整備事業

平成5年より合併処理浄化槽の普及を図るため、合併処理浄化槽を設置する世帯に対し、個人設置型の合併処理浄化槽設置に係る補助金（上限あり）を交付しています。

浄化槽処理人口普及率：R6 22.4%

R17 29.1%

R27 32.9%

(4) 住民との協働

下水道処理区域内の水洗化率は90%を超えているものの、未だ下水道に接続していない世帯に対する水洗化・下水道接続への広報・周知などを継続して行うとともに、下水道区域外においては合併処理浄化槽設置の補助事業を継続して、浄化槽普及率の向上に努めてまいります。